



# 消費者注意報

CASE.6

## メールで架空請求?!絶対連絡しないで!!

**数日後**

ええ? いったいどういふこと??

●以前ご利用されたサイトの無料期間は終了しました。退会をご希望の方は至急ご連絡ください。請求内容に覚えがない方は至急ご連絡ください。  
●●●●●●

ついに買い替えちゃった♪

スマートフォンデビューだわ♪

いろいろ試してみようかな♪

1 2  
4 3

「以前利用された」ってどのサイトのこと??  
身に覚えはないわ!!  
連絡したほうがいいの??

芸能人情報  
占い:  
動画:  
ゲーム:  
私のお母さんにも届いたよ!

ええ、お母さんのところにも?

インターネットなんか使ったことないのに



京のチェックポイント!!

Q. 架空請求のメールってどんなもの?

A. 悪質業者が**不特定多数の人に送りつける詐欺メール**です。利用内容や金額は不明で、「法的措置をとる」などの脅し文句により、読んだ人の不安をあおって連絡させようとするものです。

Q. 「大至急連絡ください」とメールに書かれているけど…

A. 「本日中に大至急連絡ください」などと書かれていても、**あわてて連絡してはいけません**。相手はあなたのことを知りません。メールアドレスやプロバイダ名などから住所などを調べることもできません。電話すると、相手が出なくても自分の電話番号を知らせることとなります。

Q. 「調査費用や延滞金がかかる」って書いてあるけど大丈夫?

A. **相手の言葉をうのみにしてはいけません**。身に覚えのない請求は無視しましょう。一度でも支払うと、更なる請求が届き大きなトラブルに巻き込まれることとなります。不安なときは**相手に連絡する前に、消費生活センターに相談**しましょう。

ご相談はお近くの消費生活センターへ

# これが架空請求メールだ!

実際に届いたメールをもとに作成したものです。

「顧客番号」「ゲスト様」など具体的な宛名はなく、誰宛の請求か、どのサイトのことかわからない

※不特定多数の人に発信されている

「身辺調査」「意思確認のための連絡」などこちらのことは把握しているかのように書いてある

※実はアドレス以外のこと(性別・年齢・住所等)は分かっていない

差出人: oshin987@●●●  
宛先: △△□□@\* \* \* \*  
件名なし  
2013年12月●日12:21

(株)◎●●●  
●●-○○○○-●●●●  
顧客担当: \* \* \* \* \*  
突然のご連絡失礼します。  
弊社は調査会社として、調査業務及び和解、退会手続きの代行等の解決を目的とした企業になります。  
【顧客番号234511】様の携帯端末よりご登録中の、サイト運営会社より依頼があり、身辺調査もしくは和解退会のご意思の確認のため、ご連絡させて頂きました。  
和解退会の手続きが取れず、現状、無料期間中に退会手続

きが取られておらず、このまま放置されてしまいますと、電子消費者契約法に違反する為、運営会社より法的処置に移行せざるを得なくなる可能性があります。  
業務への移行の前に、双方にとってより良い解決に向かう為、詳細確認、和解、相談等ご希望の方は、翌営業日正午までお問い合わせください。  
尚、本通知を最終とさせて頂きますのでご了承お願い致します。  
(株)◎●●●相談窓口  
●●-○○○○-●●●●  
顧客担当: \* \* \* \* \*  
受付時間  
平日 10:00~20:00  
定休日 土日 祝日

「電子消費者契約法」  
「法的処置」  
「裁判」  
「強制執行」  
「債権回収」  
などの文言が並ぶ

※法律名や法律用語を並べることで、読んだ人を不安にさせる

翌営業日正午まで

※あわてさせて、連絡を取らせようとしている

- インターネットに接続したことがない人にも架空請求メールが届くこともあります。簡単で推測されやすいアドレスは避け、数字やアルファベットを組み合わせた推測されにくいアドレスを使いましょう。
- ネット上にはアドレスの収集を目的とする「おとりサイト」や「おとりアプリ」があり、無料を装って登録時にアドレスを送信させます。無料だからと安易にクリックやダウンロードするのは、やめましょう。
- 指定したドメインやアドレスからのメールのみを受け取るよう設定したり、「迷惑メールフィルターサービス」を利用するのも有効です。



## 架空請求メールを受け取ってしまったら

- ◆心当たりのないアドレスからのメールは開かずそのまま削除する。
- ◆開いても決して連絡したり、メールに記載されたURLをクリックしない。
- ◆架空請求メールは詐欺メールです。無視するのが一番です。

心配なときは消費生活センターに相談してください。



不安なときは  
まずお電話を!

消費者ホットライン	0570-064-370
(お近くの消費生活相談窓口へつながります)	
京都府消費生活安全センターくらしの相談	075-671-0004
高齢者消費生活ホットライン	075-671-0144
消費生活土日祝日電話相談(緊急のみ)	075-257-9002